

日本人会ネットワーク

——北米日本人会の組織と活動を中心に——

はじめに

第二次世界大戦前のアメリカ合衆国において結成された「日本人会」と聞くと、多くの人は「在米日本人会」を思い浮かべることだろう。その紛らわしい名称は、あたかも、それがアメリカ合衆国に住んでいた日本人のすべてを統括し、代表する機関であったかのような印象をもたらしているからである。だが厳密にいえば、「在米日本人会」（一九〇八年組織）とは、サンフランシスコやオークランド、フレズノなどカリフォルニア州各地に組織されていた地方日本人会を結び付ける連絡協議・実行機関であつたにすぎず、一九一五年に南カリフォルニア各地の日本人会を統合・連絡する「南加中央日本人会」が組織されると、その管轄地域は北カリフォルニア地域に限定されたものである。

日本人会ネットワーク

では、本稿で考察する「北米日本人会」はどうだろう。その名称の壮大さから、やはり北米全域を統括した日本人会という印象をあたえることだろう。またその名称の類似性から「在米日本人会」と混同されることもあるだろう。しかしこれは「桑港日本人会」「羅府日本人

坂 口 満 宏

会」などと対応する地方日本人会の一つであり、その主たる活動の場はワシントン州シアトルであつた。

確かにその活動の場は小さな日本人コミュニティであつた。だが北米日本人会の足跡をたどることは、個別北米日本人会の歴史を明らかにするとどまらず、北米各地に組織された多くの地方日本人会の活動事例との共通性を見ることになるはずである。

そこでまずはシアトルにおける日本人会の歴史的推移を概観し（図1、2参照）、ついで北米日本人会の組織と活動事例を明らかにし、日本人会ネットワークの意義について考察したいと思う。

一 シアトルの日本人会

——その創立・展開・消滅過程——

1 日本人会（一八九九〜一九〇七年）

一八八〇年代後半になるとサンフランシスコやカナダを経由してシアトルにやってくる日本人が増えはじめ、一八九六年に日本郵船のシアトル航路が開設されると、日本からシアトルへ直行する日本人が急

図1 各日本人会の歴史的展開

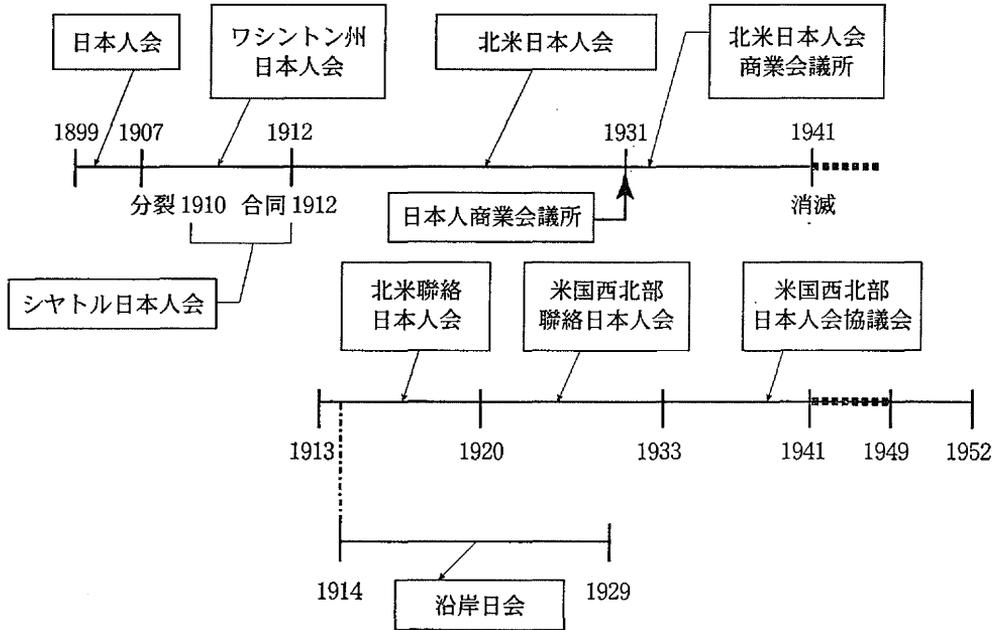
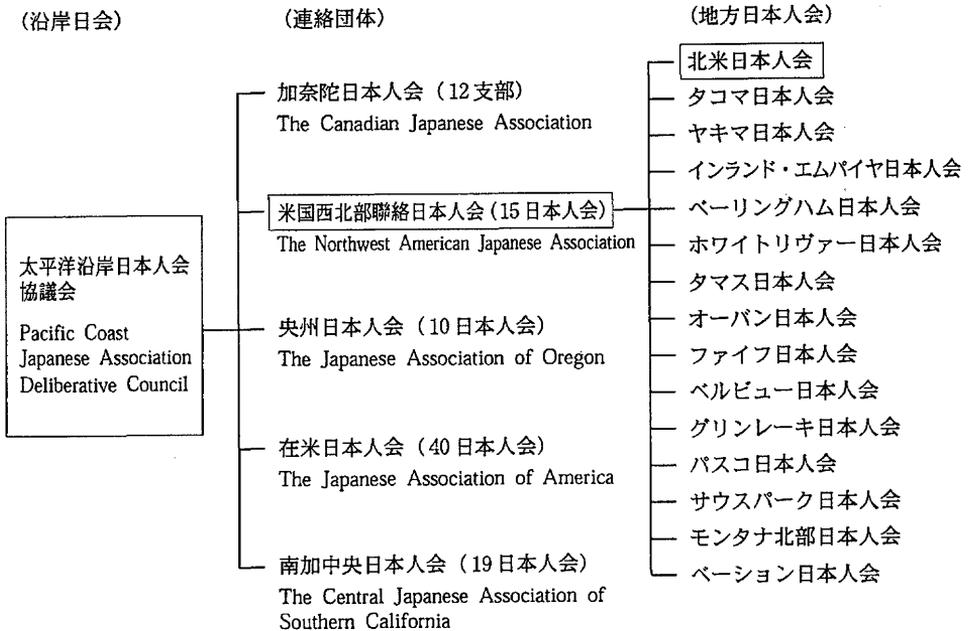


図2 太平洋沿岸日本人会協議会系統図



(注) 図は1920年9月10日、北米連絡日本人会が米国西北部連絡日本人会と改称した時点のもので、同連絡日本人会に加盟している「地方日本人会」を表記している。数字は「連絡団体」の傘下にある「地方日本人会」数を示している。

増し、ダウンタウンの一角に日本人街が生まれた。かれらは、まず日本人が経営する旅館や料理店を拠点として独自の情報ネットワークを築き、その後同郷人意識を核にした「県人会」、「日本人会」を組織した。^①

シアトルにいつ「日本人会」と称する団体が発足したかという点については諸説あり、その詳細は不明である。加藤十四郎の『在米同胞発展史』によれば、一八九九年二月一日に個人加盟制度による日本人会が発足したとも同年一〇月に成立したともいうが、竹内幸次郎の『米国西北部日本移民史』によれば、シアトル最初の日本人会は一九〇〇年五月秋元商店の地下室において発会式が行われたという。^② また竹内は、四三名の日本人青年が「日本人会の名称の下に一の団体を組織する目的に向かって団結」し、一九〇〇年一月一日ワシントン州によって法人認可をうけたとも述べている。一方、当時の日本人会が発行していた活版機関紙『日本人』の、ど書き、「社告」によれば、一九〇〇年三月五日に初代日本人会会長の荒井達弥を主筆としたミメオグラフィ版週刊紙『日本人』が発行されたことになっている。^③

こうした事例から、少なくとも、シアトルでは一八九九年の二月頃には、かつて日本において自由民権運動の活動家として名をなしていた荒井達弥を中心に「日本人会」の組織化がはじまり、同年一〇月頃、会則および議事法等の諸規則が整備され、一九〇〇年三月には謄写版印刷の機関紙を発行し、同年一月にいたってワシントン州政府から法人の認可をうけ、活躍するにいたったといえるだろう。なお、この団体はその名称に特定の地名を冠することもなく、単に「日本人会」と称していたようである。

その後、この日本人会は一九〇一年新渡米者のために英語夜学校を開設し、翌年には付属小学校を設け、日本主義的な国語教育をはじめた。また頻繁に演説会を催していたこともこの当時の日本人会の特徴である。紀元節や天長節には奉祝行事を行い、日本から著名人や練習艦隊が来訪してきたときにも盛大な歓迎会を開くなど、日本とのつながりを重視していた。日露戦争がはじまると「報国義会」を設け、在留日本人に対して軍資献金の勧誘をおこなったのもこの日本人会であった。

2 ワシントン州日本人会（一九〇七～一九二二年）

その後、右の「日本人会」は一九〇七年二月、個人会員制度をやめて、県人会および各種団体から代議員を選出する制度へと改められた。そうして生まれたのが「ワシントン州日本人会」（華州日本人会）である。この制度改正が、日露戦争後に厳しさを増してきた排日問題への対処策であったことはいままでもない。同郷人意識にもとづき県人会を中核に据え、強固な日本人移民ネットワークの構築をはかったものであった。

同会は外交、教育、衛生、移民、慈恵、勸業の六部を設け、移民の入国時におけるトラブルの解決（移民部）、ペスト予防運動（衛生部）、入院費用の補助ならびに帰国送還費用、葬儀費の支弁をおこなうなど（慈恵部）、渡米日本人の増大と彼らの利益を確保すべく、日本人移民社会で惹起した多くの問題に対応する体制を整えた。そして一九〇七年の排日状況を「単に在留同胞の利害に関するのみならず延て国威の消長に関する緊急の問題」と位置付け、時局問題運動委員五

窓名を選出し、日本、アメリカ、日本人移民社会の三方面に向けて運動を強めた。

史

日本に向けては、アメリカにおける排日問題に関する印刷物を帝国議會議員ならびに新聞社に配布し、五月には山岡音高を陳述委員として日本に派遣し、外務大臣と交渉させ、ハワイからの日本人移民転航禁止法撤廃にむけて外交努力すること、相互移民禁止の協商を拒絶すること、適当な人材に在留日本人の実情を視察させることを約諾させた。また『排日問題の真相及其善後策』と題した小冊子を発行し、アメリカにおける日本人移民問題を多くの日本人に知らしめる取り組みをおこなった。一九〇八年には服部綾雄を通じて紳士協約の撤廃を求める請願書を貴・衆両院に提出した。

他方、アメリカに向けては、桑港日本人聯合協議会と連携して陳情委員（高橋徹夫）をワシントンに派遣し、ローズベルト大統領、ストロース商工務長官、ベーコン國務次官らと会見させた。またシアトル商業会議所に働きかけては日本人移民排斥に反対する決議をあげさせ、日本人擁護の建白書を大統領ならびに國務長官に提出させる運動をおこなった。英文パンフレット *Japanese Immigration* を発行し、アメリカ議会議院議員、政府関係者、各州知事等へ配布し、日本人移民問題に関する啓発活動をおこなったのもこの時であった。^④

日本人移民社会に対しては、各団体に時局対策費用の拠出を割り当て、移民社会の総力を結集して排日問題に対処していく体制を作り上げていた。

このように排日問題に対して積極的な取り組みを見せた日本人会であったが、一九一〇年の会長選挙をめぐる亀裂が生じ、日本人社会

は高橋徹夫派（当時の会長で東洋貿易会社社長、『大北日報』を利用して古屋商店派を攻撃）と反高橋派（会長候補として荒井達弥を推す新聞雑誌記者を中心とする青年グループ）の二つに分かれ、対立を深めた。同年二月、僅差で高橋徹夫が再選されると反高橋派はワシントン州日本人会から離脱し、一九一〇年四月「シヤトル日本人会」を立ち上げ、対抗を強めた。^⑤

3 シヤトル日本人会（一九一〇～一九一二年）

高橋派の独裁的な日本人会運営に不満をもったグループは、「輿論は社会の声なり、民衆は社会の原動力なり、之を圧し、之を屈するは即ち社会の進歩を害するもの、人類の幸福、人世の平和得て望むべからず、故に社会の公共機関は、輿論を貴び、民衆を重んずるを以て第一の要諦とす」との立場を表明し、「シヤトル日本人会」を結成し、ワシントン州政府より法人の認可を受けた。初代会長は岡島金弥、副会長は菊竹経義であった。こうしてシアトルの小さな日本人社会には一九一〇年から一二年まで二つの日本人会が並存することとなったのである。

日本人社会に混乱をもたらした日本人会の分裂状況を收拾するため、一九一一年二月頃から両日本人会の合併交渉が始まった。調停作業は双方からの委員によって協議が進められ、以下の妥協案が示された。

一、華州日本人会は華州全体に渉る在米同胞に関する凡ての件を掌ること

一、シヤトル日本人会はシヤトル在留同胞に関する一切の任を処

理すること

一、華州日本人会現役員及び代議員は今回個人としてシャトル日本人会に入会しシャトル日本人会は華州日本人会に数名の代議員を選出すること。

形式のうえで、二つの日本人会を並存させたままとし、それぞれの位置と面目が保たれることを主眼とした調停・合併策であった。

4 北米日本人会（一九二二～一九三二年）

北米日本人会商業会議所（一九三二～一九四一年）

調停後も二つの日本人会が並存するという実態に変わりがなかったため、一九二二年四月、両日本人会の有志が発起人となり、名実ともに二つの人会を合併させ、新たに「北米日本人会」を発足させる趣意書が発表された。五月一日、日本館ホールにおいて北米日本人会の創立総会が開催され、会則の逐条審議がなされた。その後五月一〇日の総会で議事法が作成され、五〇名の参事員が選ばれた。会長は高橋徹夫、副会長が奥田平次であった。書記には中島勝治が就任した。ここにおいてシアトルに初めて本格的な制度を整えた日本人団体「北米日本人会」(The Japanese Association of North America) が成立したのである。

その後、北米日本人会は一九二〇年代半ばに代議員制度の問題をめぐり紛糾した時期もあったが、シアトル地域の日本人社会を代表する公共団体として活動を続け、一九三一年二月一九日、財政上の合理化を理由にはば構成員を同じくしていた「日本人商業会議所」と合併、

「北米日本人会商業会議所」（以下、北商と略す）となった。

北商時代は、経済不況、「祖国」日本の戦争、日米開戦と文字通り激動期に直面し、太平洋商業銀行倒産対策、「祖国」日本への慰問袋の送付、日米関係の悪化にともなう「時局対策委員会」の活動と、出身国日本への忠誠と定住国アメリカへのそれとのバランスをはかりながらの活動が続いた。しかし、日米戦争の勃発と同時に日本人会幹部はFBIに逮捕され、日本人会の活動は停止を余儀なくされた。ここにおいてシアトルの日本人会は、事実上の消滅にいたるのである。

以上、シアトルにおける日本人会の変遷を概観してきたので、以下では北米日本人会の組織と活動、日本およびアメリカとの関係、日本人会ネットワークについて分析を試みたいと思う。

二 北米日本人会の組織と活動

1 機構の変遷

会の目的規定と会員規定 まずは会の目的規定の移り変わりである(表1-1a参照)。いわば当然なのだろうが、一八九九年から一九二六年までの規定はまさしく在留日本人の一致団結を図り、日本人の権利を伸張し、その利益を増進することが目的とされていた。そしてそれに対応するように「日本帝国に国籍を有し又は有せし者及其子」または「日本臣民」の男子であることが会員資格の要件となっていた。

出稼ぎ意識を持ちつづけ、「ニッポン人であることが平気」だった時代にあつて、彼らのアイデンティティは「祖国」日本そのものであった。それゆえに、たとえ日本国籍を離脱し、アメリカに帰化したものであつても(その例は極めて少なかったが)、かつて「日本臣民」

表1 日本人会の目的規定、会員規定の変遷

1-a 日本人会の目的規定

1899年 日 本 人 会	一、北米合衆国内に於て日本国民間に完全無欠なる団体を組織し且つ其維持を計る事 一、合衆国内に於て日本国民に対し法律上許容せられたる一切の権利を伸暢、維持する事
1907年 ワシントン州 日 本 人 会	第三条 本会の目的は其一致協和を図り権利を伸張し利益を増進するにあり
1915年 北米日本人会	第二条 本会ノ目的ハ在留同胞ノ一致和親ヲ旨トシ権利ヲ伸張シ利益ヲ増進スルニアリ
1926年 北米日本人会	第二条 本会は日米親善を旨とし在留同胞の福利を増進するを目的とする
1931年 北米日本人会 商業会議所	第二条 本会ノ目的左ノ如シ 一、日米相互ノ親善ヲ旨トシ同胞ノ権利増進ヲ図ルコト 二、通商貿易ノ振興工業其他産業ノ発達ヲ図ルコト

であったこと、また現在「日本臣民」であることが、自他を区別する唯一絶対の基準であった。こうしてさまざまな思いと目的を抱いて渡米してきた人々は、「日本臣民」という事実を拠りどころにして結びつき、「一等国」日本から移住してきた人間にふさわしい権利の伸張をめざすという目標のもと、日本人会の一員となっていた。

1-b 日本人会の会員規定

1899年 日 本 人 会	(不詳)
1907年 ワシントン州 日 本 人 会	第二条 本会は日本帝国に国籍を有し又は有せし者及其子にしてワシントン州内に在留する者を以て組織す
1915年 北米日本人会	第五条 北米合衆国ニ在留スル日本臣民及ビ其子孫ニシテ年齢廿歳以上ノ男子ハ本会ノ会員タルコトヲ得
1926年 北米日本人会	第六条 北米合衆国に在留する日本人及日系市民にして丁年に達したる者は本会の会員たる事を得
1931年 北米日本人会 商業会議所	第六条 北米合衆国ニ在留スル日本人及日系市民ニシテ丁年ニ達シタルモノハ本会ノ会員タルコトヲ得

ところが一九二六年以降になると、そうした日本人主義に彩られていた権利拡大方式の規定にも変化が現れた。「日米相互ノ親善」という大枠が前提とされ、そのもとで在留同胞の権利増進が図られるようになり、日本人のみならずアメリカ国籍をもつ日系市民までが会員の対象となったのである。あわせて女性にも会員資格が拡がった。

〔典拠〕 1899年：竹内幸次郎『米国西北部日本移民史』47ページ。
1907年：加藤十四郎『在米同胞発展史』92ページ。
1915年：『北米日本人会々則』1～2ページ。
1926年：『北米日本人会々則及議事法』
(外務省記録『在外日本人会関係雑件』)
1931年：『北米日本人会商業会議所規則及議事法』(同上)

一九一五年の会則から一九二六年の会則改定にいたるまでの一〇年余りは、日本人移民が主体的に「米化運動」に取り組むことで「祖国」日本に対する思いを相対化させ、市民権をもつ二世の親としてアメリカに生き抜くことを選び取るという、アイデンティティの大変動に直面した時代であった。そしてアメリカに生きる日本人という意識すなわち「在米日本人」意識を強く持つようになった彼らは、二世教育においても「米国に尽すと同時に、父母の国に報ゆる」ことを教育の基本方針とし、かつての日本主義的な国語教育からの方向転換をはかっていった^⑥。一九二六年以降の会則は、こうした「在米日本人」意識に根ざし、その定住戦略を含み込んだ規定であった。

会員数 では日本人会にはどのくらいの日本人移民が加盟していたのだろうか。詳細な統計が不足しているため不明な点が多いが、概ね一九二〇年代半ばまで会員数は増えつづけ、二〇年代後半から漸減しはじめるという傾向にあった。

一九二一年の記録によれば北米日本人会の会員数は五四五三人であった。この時のシアトル在住日本人は九〇六六人（内女性三五八五人）で、シアトル日本領事館管轄地域に居住していた日本人が一万八四〇一人、そのうちなんらかの日本人会に属していたものが八八七一人であったといわれているので、北米日本人会の占める割合の大きさがわかる^⑦。一九二〇年代前半までは、日本人会が在留民の証明保証を行くと同時に、営業ライセンス問題や土地法問題、二世の二重国籍問題解決運動等において具体的な対応策や訴訟を提起していたので、日本人会会員であることそのものに実利的な意味があり、多くの日本人を結集させることになっていた。

しかし、一九二四年移民法の施行により新規渡米者がいなくなり、二六年に証明保証制度が廃止されると日本人会会員であることの実益性は弱まり、日本人会内部の派閥争いなども影響して、求心力を失っていった。一九三〇年には一五五〇人（内女性五人、日系市民五人）、三九年には一一九六人にまで落ち込んでいった^⑧。

維持方法 各種日本人会の主要財源は会員の納める会費であった。ただし一九〇七年に発足したワシントン州日本人会だけは、州内の各日本人団体を選挙区とし、そこから代議員を選出する制度を採用していたため、各団体は通常費として代議員一名につき毎月一ドルの会費を納付することになっていた。

その後北米日本人会が発足すると再び会費制となった。会費は年額二ドル。会員数が減りはじめた一九二六年以降三ドルとなり、さらに財源確保が一段と厳しくなった北商時代の一九三一年には三ドル（一二〇〇人）、一〇ドル（二五〇人）、二五ドル（一五人）、五〇ドル（一人）と、所得規模に応じた四種類の会費制度が定められ、大口納入者からの会費収入に依存せざるをえない体質となった。

証明保証制度とコミュニティチェスト 日本人会の財源として特筆すべき点は、証明保証料の分配金とコミュニティチェストからの分配金である。

証明保証料の分配金制度とは、在留民が領事館に提出する書類の審査と裏書（身元保証）の権限を地方日本人会にゆだね、その報酬として領事館が証明書発行に際して徴収する手数料の一定額を日本人会に支払うという制度のことである。これは本来領事館が行うべき在留民の身元確認作業を移民事情に精通しているという理由から日本人会に

窓 委託し、利用しようとしたもので、領事館の仕事を軽減させるとい

史 う目的以上に、手数料の下付を口実にして日本人会に対する指導・監督権を確保しようとした日本政府・領事館による日本人会懐柔策の一つであった。日本人会側においても帝国日本の行政事務の一端を請け負っているということが自組織の権威付けとなり、手数料収入も期待できたことから、領事館・日本人会双方もたれあいの構図としてこの制度は機能した。

ワシントン州の場合、まずタコマ日本人会に証明保証の権限が与えられ、ついで北米日本人会をはじめとする地方日本人会に同様の権限が付与された。その後制度的一本化を図ろうとした領事館が北米日本人会に地方日本人会への監督権を与えようとしたため、それを機に各地の日本人会は新たな連絡組織作りを進め、一九一三年一月、北米連絡日本人会を設立した。これ以降、一九一七年まで証明保証手数料の分配金は、その証明数に応じて

(地方日) | 証明保証 ↓ (北米連絡) | 証明保証 ↓ (領事館)
↑ 手数料分配金 ↓ (日本人会) | 手数料分配金 ↓ (日本人会)

という流れのもと、各地方日本人会に配分されることになった。

北米日本人会の場合、一九一七年度の総収入は二二八六ドル四四セントで、その内訳は会費収入が一三六五ドル(六〇%)、証明手数料収入が五二八ドル二五セント(二三%)であった。後者は会財政の四分の一近くにまで達していた^①。しかし一九一八年、連絡日本人会が財源(排日対策費)確保を理由に地方日本人会への証明保証料の再分配を廃止したため、各地方日本人会は会費収入による財源確保を余儀なくされるのである。

こうした地方日本人会の新たな財源として活用されるようになったのがコミュニティチェストである。この制度は、シアトル市内のさまざまな団体が独自に募金活動を行うことの弊害を克服しようとして一九二一年から始められたもので、年に一回、シアトル市内居住者から七五万ドルの資金(第一回の目標額)を集め、一定の方法によって各団体に分与するというものであった。一九二一年日本人社会に対しても七五〇〇ドルの応募が期待されたのを機に北米日本人会は「米化運動」の一環として、またホスト社会の期待に応じうる日本人像を示そうとしてこの運動に参加し、六〇六三ドル余りを集めた。そうした募金の一定額が日本人会に還元されるのである。

その後も北米日本人会はコミュニティチェストへの取り組みを強め、一九二九年度(通常実収入は六五四七ドル余り)には教育部と社会部にあわせて二二〇八ドル三二セント、三一年度(同八二五八ドル余り)には五一二四ドル九九セントの還元金があり、いずれも別途会計として組み入れられ、教育、福祉関係費に充てられた^②。

役員を選出方法 ワシントン州日本人会は代議員制をとっていたため、ワシントン州内の各種日本人団体を選挙区として代議員を選出するものとし、各種団体は会員五名につき一名の代議員を選出する方法をとっていた。その後、北米日本人会となつてからは、区割りされた選挙区から会員の数に応じて参事員を選ぶこととし、五〇名の参事員が選出された。

しかし会員数の減少が著しくなってきた一九二六年以降は「本会は本会員を会員とする府県人会、実業組合及び労働団体並に上記の団体に属せざる会員により選挙せられたる参事及び支部選出の参事員を以

表2 専門部の変遷

1907年	1915年	1926年	1931年
外交	第1部 外交および社交	法務部 財務部	法務部 財務部 外交部
移民 勤業	第2部 移民および勤業	産業部 労働部	商工部
慈恵 衛生	第3部 慈善および矯風	社会部	社会部
教育	第4部 調査および通信 のちに教育および法律	教育部	教育部

〔典拠〕 表1に同じ。

て参事員会を組織す」(会則第九条)とされ、各種団体会員からの互選(会員一五名に付き一名を選出)と一般会員による投票によって参事員が選出される方法に変更となった。参事員を選出することができた団体は岡山県海外協会シアトル支部や米国西北部広島県人会、キャナリー同志会やホテル組合、ダイウオーク組合などであった。しかしこの制度では常に圧倒的な会員数を占める特定の県人会および労働団体によって参事員の人選が決まってしまうという弊害が生じたため、一九三一年以降は再び一般会員の投票によって参事員を選挙する方法がとられることになり、七五名の参事員を選ぶ制度へと戻っていった。このように日本人会の実務を担当する参事員の選出方法は、時代状

況を反映して変遷したが、選出された参事員はすべて専門部に所属し、移民社会が直面した諸課題に取り組むこととなった。専門部の名称の変遷は表2の通りである。名称にも変遷があったが、おおむね対外、勸業、社会救済事業、教育の四つが主要な柱であった。

2 北米日本人会の活動

日常業務と時局対策 日本人会の主たる日常業務は、再渡航や呼寄せに関する証明書類の作成、生活困窮者の救済、小児園や国語学校への補助、天長節奉祝行事の主催、墓地の整備など日々の日本人移民社会に密着したものであった。このほかにも出身国日本との関係においては、著名人が訪米したり海軍練習艦隊がシアトルに寄港してくると、その都度、大規模な歓迎行事を催した。ホスト社会との関係においては独立記念日やポトラッチ祭には日米の友好・親善イメージをかたどった山車を繰り出し、よき隣人、よき定住外国人との認証を得る努力をしていた。

他方、第一次大戦前後の排日状況下では、北米聯絡日本人会(一九二〇年以降、米国西北部聯絡日本人会に改称)と連携して排日対策(米化運動と訴訟活動)を進めるとともに、二世の市民権擁護運動、二重国籍問題の解決運動に尽力し、日本の国籍法の改正(一九一六、二四年)を達成し、「市民協会」の設立(一九二一年)を促した。また外国人土地法(一九二一年)が制定されるとただちに調査委員会を組織し、邦人農業者に善後策を提示するなど、権利擁護運動を展開した。同様に日本人食肉業者に組合への加盟を促しシアトル労働組合との連携も保っていた。

一九三〇年代には経済不況対策ならびに日中戦争の勃発に伴なう「祖国支援」に取り組み、日米関係が悪化するとその関係修復をめざす運動などに取り組んだ。なかでも一九三一年一〇月の太平洋商業銀行閉鎖問題に際しては、ただちに銀行救済委員会を設置し、日本政府、住友銀行、横浜正金銀行等に対して救済交渉をおこない、日本からの援助が期待できないことが明らかになれば預金者の利益保護に奔走した。

社会救済事業 こうした時局対策と連動しながらも日本人会が行った活動のなかで特筆すべきものは、社会救済事業の充実であろう。アメリカへの定住とホスト社会との共存を目指しはじめた日本人会は、帰化権訴訟や土地法訴訟という政治的権利獲得運動の失敗を教訓にし、日本人社会内の改善と定住に向けて社会事業をより一層充実させようとする方向をとりはじめた。一九二三年七月に組織された北米日本人会第三部と宗教団体（キリスト教会、仏教会など）との提携による「社会奉仕会」はその端緒である。

社会奉仕会は「同胞社会の改善児童青年修養の目的を遂行するため」（「社会奉仕会規則」第一条）に組織されたもので、その業務は1 青年男女の修養、2 育児法の宣伝、3 生活改善宣伝、4 傷病者慰問、5 移民局慰問、6 無料健康診断及保健の宣伝、7 街頭児童教育、8 時間励行その他風習の改善に分けられ、それぞれに主任者がおかれた。いずれも在留同胞に対して衛生観念の向上をはかり、自助・救済能力を高めることで、排日派からの論難を無効なものにしようとしたものであった。

社会救済事業を活発化させた背景には、日本人として、なおかつ日

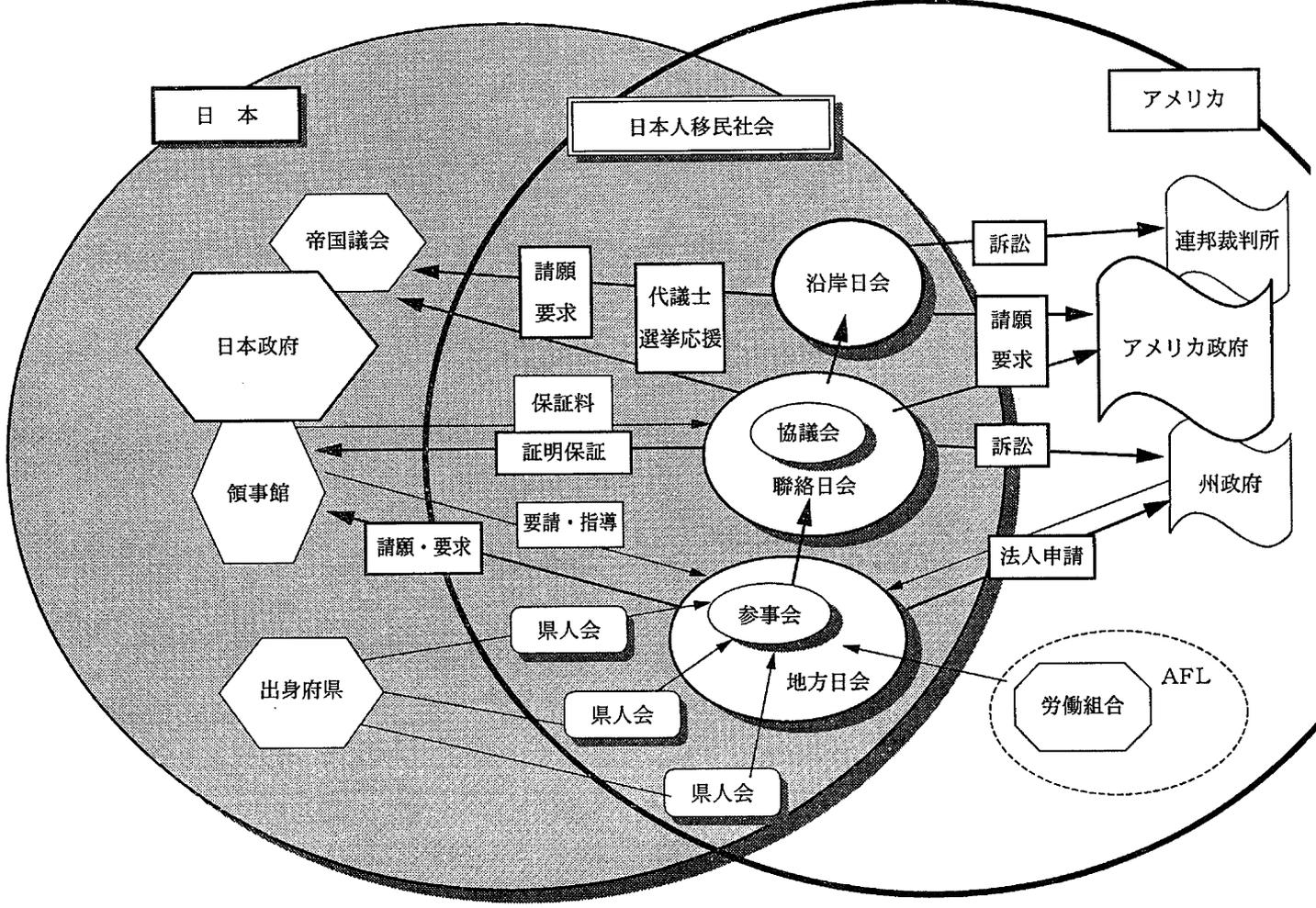
系市民の親としてアメリカに生きぬくという「在米日本人」意識への転換と確立があったが、実際的な問題としては一世の高齢化と二世の増大、それにともなる養老問題と保健衛生問題（幼児・小児にたいする予防接種、肺結核対策など）という、日本人移民社会の成り立ちと行く末をめぐる問題群が視野に入ってきたからにはかならない。排日問題への対処に見られたように、旧来の日本人会の活動といえは、降りかかる火の粉を払いのけ、如何にして自らの生命と財産を守るかということに主眼がおかれていた。それが二〇年代半ばになると、成熟してきた自らの社会とその変容という現実から眼をそらすことなく、そこにとのように対処するかが新たな会活動の課題として意識されるようになったのである。

三 アメリカとの関係、日本との関係、

移民社会のネットワーク

アメリカとの関係——法的地位 歴史的概観において指摘したように、シアトルに生まれ、変遷をとげてきた日本人会は、いずれもワシントン州政府より非営利団体としての認可を受け、法律上、社団法人としての地位を得ていた。社団法人となったことにより、日本人会は自己の名において訴訟を行うこと、動産・不動産の売買契約を結ぶこと、その他設立目的の遂行に必要なことすべてを行うことができ、営利行為を行わない限り行政当局からいかなる監督を受けることもなかった。④ こうして社団法人としての地位を得ていた北米日本人会は、交渉においてはもちろん、定住国アメリカへの「忠誠」表明としてアメリカ大統領に決議を送付するに際しても北米日本人会の名称をもつ

図3 日本人会を中心とした日本人移民社会のネットワーク・概観図



窓 て独自の意志表明を行ったのである。

史 日本との関係——法的地位 これに対して日本人会と領事館・日本政府との関係はやや複雑であった。

当時の外交文書などでは、アメリカに築かれた日本人移民社会（移民地）をさして日本人居留地と記し、その居住者をさして居留民と称することがしばしばあった。だが、そこは上海や天津のように日本の警察権力や領事裁判権がおよんだ租界（日本の勢力圏）とはまったく異なる世界であった。当然、日本租界で施行されていた「居留民団法」ならびに同施行規則といった日本の法律の規制や監督をうける地域ではなかった。アメリカに生まれた日本人移民社会は、日本の非勢力圏に実在し、ホスト社会との共存をはかりつつも日本人によって運営された生活世界であった。

こうした社会とそこに居住する人々を把握するために採られた制度が日本人会を利用した証明保証制度であった。この制度を裏付ける日本の法は存在せず、あくまでも領事館と日本人会との取り決めによって運用されたものであったが、地方日本人会と聯絡日本人会と領事館という三層構造が移民社会を統制する上で権威的にも権力的にも機能していたことは事実で、日本人会が日本政府・領事館の末端機構に組み入れられていたことは否めない^⑤。一九二六年に証明保証制度を廃止すると領事館は日本人会を監督する実際的な根拠を失なった。そしてその頃を節目に日本人会は「在米日本人」意識に根ざした社会集団としての有り様を模索し、追及していくことになった。

移民社会のネットワーク 最後に、日本人会を軸にして移民社会——日本—アメリカという三者の関係を位置付けておこう。生活空間とし

ての日本人移民社会はアメリカの国境線内に形作られていた。それゆえに移民社会はその国の国民統合の理念によって選別・排除の篩いにかけてられることになった。この選別・排除の論理に直面した日本人移民は、時にはその論理に自ら応じ、主体的な自己変革に取り組み、時にはその論理の不当性を突くため声明を発したり訴訟を起こして抗弁したが、いずれの場合も日本人会が中核となり、アメリカ側の多様な組織や団体と切り結び、それらとの関わりの中で定住への道を切り開こうとした。

他方、そこに居住する者の多く（とりわけ一世）は日本国籍保持者であった。日本語新聞や定期船がもたらす情報を通じて、日常的にも「祖国」日本との結びつきを強く意識し、その身はアメリカという国内側におきながらも送金や物資の援助という実質的な結びつき、日本の海外発展の一翼を担っているのだという自負の念から、自らを日本という国の理念的・精神的な国境線の内側に位置付け続ける思いを抱いていた。この思いは出身国日本による選別・排除の篩いにかかれまいとする思いに根ざしていた。

こうして二つの国民国家の論理に直面した日本人移民社会は、その帰属意識という点において日本とアメリカの双方にまたがるゾーンとも呼ぶべき世界に立脚し、どちらから見ても良き国民、外国人であることを示す戦略と行動をとらざるを得なくなった。その中核となっていたのが日本人会ネットワークであった（図3参照）。

地方日本人会はまずその所在地で活動する多くの日本人団体（県人会、実業団体、宗教団体等）との連携をはかり、密接な地域ネットワークを形成した。ついで各地の日本人会は州のレベルで連絡する聯絡

日本人会を組織し、さらにカナダのB・C州からカリフォルニアの南部までを縦断する連絡網「太平洋沿岸日本人会協議会」を作った。こうして北米・カナダの太平洋沿岸部には「地方日本人会」→「連絡日本人会」→「沿岸日本人会」というネットワークができ、ある地域で惹起した小さな問題であっても、それが日本人移民社会全体にかかわる普遍的なものであった場合、沿岸各地すべての日本人社会の問題として総力をあげて取り組み、解決していく関係が築き上げられた。

さらに居住国アメリカとの関係において、州政府への法人登録はもちろん、商業会議所の財界人やキリスト教会、労働組合との連帯が追求された。そして日本とのつながりにおいては、出身母村に残る家族や知人との地縁・血縁関係、日米関係委員会などの親米団体や「移民社会」出身の代議士を通じての政界工作や議会活動、領事館を通じての請願・要求運動が展開された。

こうした日本人会を中核・結節点とした多様なネットワークをハワイや南米の日本人移民社会で確認することはできない。この意味において二〇世紀前半の北米とカナダに築かれた日本人会ネットワークは、日本人移民社会史上の一大特色であった。

註

- ① 拙稿「移民のナショナルリズムと生活世界」(『立命館言語文化研究』第五卷第五・六合併号)参照。
- ② 加藤十四郎『在米同胞発展史』九二、一四五頁、竹内幸次郎『米国西北部日本移民史』四七〜四八頁による。
- ③ 『日本人』第二巻第七九号(一九〇一年一月一九日)。
- ④ 以上「会務報告」JANA ①一九九四〜一九九六、なお、英文ホームページ *Japanese Immigration* の発行者は The Japanese Association of the

Pacific Northwest と表記されている。

- ⑤ 「機密公第三号」(外務省記録 50953 『在外各地日本人会関係案件』所収)。
- ⑥ 「シャトル日本人会設立趣意書」、竹内前掲書、七七ページ。
- ⑦ 『大北日報』一九二二年五月二日。
- ⑧ 拙稿「移民のアイデンティティと二つの国家」(『日本史研究』第四二八号)参照。
- ⑨ 米国西北部連絡日本人会編纂『米国西北部日本人発展史』(一九二一年)七〜八頁。
- ⑩ 一九三〇年の数値は「機密第二八七号」(外務省記録 50952 『在外日本人会関係雑件』第一巻所収)、一九三九年のそれは「普通第三二七号」(外務省記録 50951 『日本人会並実業団体調査一件』)による。
- ⑪ 北米日本人会『会務報告書』一九一七年後半期。
- ⑫ 『北米日本人会会報』第三二号、『北米日本人会商業会議所会報』第二号。
- ⑬ 一九一九年から二一年にかけて北米日本人会はクインアン・ヒル、キャピタル・ヒルの墓地を整備し、無縁死没者の墓標を建立している。それらが今日、北米日本人会の歴史を物語る貴重なモニュメントとなっている。シアトル小児園については拙稿「一九二〇年代後半のシアトル日本人社会」(『社会科学』第五五号)参照。
- ⑭ 前掲外務省記録「機密第二八七号」参照。なお一部のアメリカ人の中には Japanese Association という名称を嫌悪する者もいたため、Community Chest 資金本部などは同資金の募集に際して Japanese Association へ委託するとは「わず」、Seattle Japanese Community Service へ委託すると呼びかけていたようである。また、北米日本人会以外の地方日本人会のすべてが社団法人として設立されていたわけではなく、何ら準拠すべき法律もなかったため、単に一種の社会的団体という存在であった。
- ⑮ ユウジ・イチオカ「一世」(刀水書房、一九九二年)一七九〜一八二ページ参照。